

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位課長



宗務寮記



海軍少佐兒玉光雄外七名叙位取消の件

昭和三年四月九日裁可
日官

官 内 省

海軍少佐兒玉光雄外七名叙位取消の件

三務長官



宮内省

主事 田中 貞吉

共悉 昭和 辛 丑 日

立書 昭和 辛 丑 日



海軍少佐兒玉光雄外七名叙位取消の件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年四月九日

内閣總理大臣 吉田

茂



司

人閣位第五〇五號

起案 昭和三十三年四月九日 裁可昭和三十三年四月九日 施行 昭和 年 月 日 決定昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長



内閣事務官



海軍少佐兒玉光雄外七名はさきに敍位發令になり
ましたところこの度別紙記載の事實が判明致しましたので今更
恐縮の次第であります。が敍位取消を上奏することに致した
こと思ひます

内閣

内閣

この旨に照し
 閣議の決議に基き、海軍少佐に叙せしめしこと、
 海軍大尉に叙せしめしこと、
 海軍少佐に叙せしめしこと、
 海軍大尉に叙せしめしこと、

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

昭和二十年四月六日

叙正七位

海軍少佐

正七位

兒玉光雄

叙同正七位

海軍大尉

正八位

篠原秋男

昭和二十年四月六日
叙従六位

海軍少佐

正七位

鈴木文夫

昭和二十年四月六日
叙正七位

海軍大尉

正八位

村岡茂樹

右者各頭書の通り叙位發令されましたが、今般孰も二階級
 進級上申のものと判明致しましたので、真に恐れ入りますが、
 その叙位をみ取消願います。

海

軍

昭和三年八月一日

昭和三年三月十日

陸軍大尉従七位 中川 康敏

右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下になりましたが
終令前既に戦死して居たことが今度判明いたしましたので任官取消
の上は特に叙位も御取消下さる様上申致します

五〇六

正 同 位 同
 昭和五年五月三日
 陸軍中佐 從六位 岡部 茂巳
 陸軍大尉 從七位 榎本 晴次
 右の者は頭書の通り戦歿に伴ふ叙位宣下になりましたが、二階級
 進級該当者たる事判明致しましたので、任官取消の上は特に叙位も
 御取消下さり様上申致します。

我々日下子

陸軍大尉 松本 恭 男
 正七位 陸軍大尉 松本 恭 男
 右の者は頭書の通り官等相当位として殺位宣下になりましたが
 発令前既に戦死して居たことが今度判明しましたので任官取
 消の上は特に殺位も御取消下さる様上申致します。

昭和十一年八月一日 昭和十一年五月五日 陸軍大尉 松本 恭 男
 正七位 陸軍大尉 松本 恭 男

右の者は頭書の通り官等相当位として殺位宣下になりましたが
 発令前既に戦死して居たことが今度判明しましたので任官取
 消の上は特に殺位も御取消下さる様上申致します。

級進級上申のものと判明したので、その叙位を取消されるよう
取計わりたい。

記

昭和二十年四月六日 叙 従 六位 南西諸島方面戦死 海軍少佐 兒玉光雄

昭和二十年一月十四日進達ニ復秘人第三五三號 叙 同 正 七 位 海軍大尉 篠原秋男

昭和二十年四月十一日 叙 従 六位 南西諸島方面戦死 海軍少佐 鈴木文夫

昭和二十年一月十四日進達ニ復秘人第四〇七五 叙 正 七 位 南西諸島方面戦死 海軍大尉 村岡茂樹

復秘人第三九二號

昭和二十年四月四日

復員廳總裁 男爵 幣原喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐兒玉光雄外三名の叙位取消について別紙の通り
申牒する。

課專入身官限内 224.71

一復業位第三八號

昭和二十二年四月 日

復員廳總裁男爵幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



陸軍大尉中川康敏叙位取消の件上申

追て右の者ト對する叙位は別紙の理由により
特に御取消下さる様御取計らひ願ひます

官報不登載

加敷不登載

陸軍中佐岡部茂巳外一名叙位取消の件上申
追て右の者に対する叙位は別紙の理由により
特に御取消下さる様御取計らひ願ひます

内閣総理大臣 若田 茂 殿

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

昭和二十二年 四月 日

復業位第三四二號

復業位第三四二號

昭和二十二年 四月 日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

内閣総理大臣 若田 茂 殿

陸軍中佐岡部茂巳外一名叙位取消の件上申

追て右の者に対する叙位は別紙の理由により

特に御取消下さる様御取計らひ願ひます

官報不登載

22.4.7
付書

加敷不登載

并ニ陸軍大臣吉田茂殿
並ニ右ノ方ニ對シテ
陸軍大臣吉田茂殿ニ對シテ

陸軍大臣吉田茂殿

復員廳總裁男爵華原喜重郎

昭和二十二年四月五日

復業位第三四三號

昭和二十二年四月五日

復員廳總裁男爵華原喜重郎

内閣總理大臣吉田茂殿

陸軍大臣松本恭男

陸軍大臣松本恭男
陸軍大臣松本恭男

追テ右ノ方ニ對シテ
特に御取消下サレ様御取計願います

官報不登載



22.4.7

1. A 55

陸軍軍医少尉古武功外百三十名叙位取消の件

宗秩察總裁



立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長



昭和三十四年十一月十日
官 内 省

宗秩察總裁

陸軍軍医少尉古武功外百三十名叙位取消の件
宗秩察總裁
昭和三十三年十一月十日

陸軍軍医少尉古武功外百三十名叙位取消の件

宗秩察總裁
昭和三十三年十一月十日

